

関係学校法人理事長
関係私立幼稚園設置者 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部長

加 倉 井 祐 介

(公 印 省 略)

令和 6 年度私立幼稚園特別支援教育補助等の実施に係る調査票等の提出について（依頼）

私立幼稚園特別支援教育補助金（以下「補助金」という。）について、補助金の交付を受けようとする設置者は、下記の必要書類の御提出をお願いいたします。（該当がない場合は、提出の必要はありません。）

記

1 提出書類

（1）令和 6 年度特別支援関連補助に係る調査票

- | | | |
|------------------|--------------|---|
| ・ 表紙 | … 学校法人ごとに作成 | } (2)(3)(4)は、
<u>一括して同時期に</u>
提出してください。 |
| ・ 特別支援児一覧表 | … 幼稚園ごとに作成 | |
| （2）認定書類（手帳、判定書等） | … 特別支援児ごとに作成 | |
| （3）特別支援児就園計画書 | … 特別支援児ごとに作成 | |
| （4）確認書 | … 特別支援児ごとに作成 | |

※調査票作成の注意事項とチェックリストを使用し、不備がないか確認をしてください。

2 提出期限

（1）子ども・子育て支援新制度に移行した園の場合

令和 6 年 6 月 2 8 日（金）（必着）までに郵送で御提出ください。

なお、上記提出書類（2）（3）（4）については、上記期限に提出が間に合わない場合は、**令和 6 年 8 月 3 0 日（金）（必着）**までに郵送で御提出ください。なお、この場合でも上記提出書類（1）については、令和 6 年度に申請予定の全園児の氏名等を御記入の上、令和 6 年 6 月 2 8 日（金）までに提出してください。提出以降、園児数の追加はできませんので、御承知おきください。

（2）子ども・子育て支援新制度に移行していない園の場合

令和 6 年度私立学校教育助成金調査表（B 表）と併せて御提出ください。日程については、別途通知します。

なお、上記提出書類（2）（3）（4）について、B 表の提出時に間に合わない場合は、**令和 6 年 8 月 3 0 日（金）（必着）**までに郵送で御提出ください。なお、この場合でも上記提出書類（1）については、令和 6 年度に申請予定の全園児の氏名等を御記入の上、B 表と併せて提出してください。B 表提出以降、園児数の追加はできませんので、御承知おきください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、上記期限内での対応が困難と見込まれる場合はお早めに御相談ください。

3 留意事項

- （1）**補助金を申請しようとする学校法人は、「1 提出書類」を全て必ず御提出ください。**また、提出の際には、（1）については園ごとにまとめ、（2）（3）（4）については対象園児ごとにまとめてください。（2）（3）（4）は原則として、対象園児ごとの全ての書類を揃えた上で、**申請予定者全員分、一括して御提出ください。**
- （2）書類の記入にあたっては、別添「令和 5 年度特別支援関連補助に関する書類の提出について」中の「提出書類の記入方法等について」を御参照ください。（特に、園児が調査の対象となるかについては、〔対象となる障害〕を御確認ください。）
- （3）可能な限り、書留や特定記録郵便等の追跡可能な方法でお送りください。

- (4) 様式類及び本通知にかかる資料のデータは、次のアドレスからダウンロード可能です。
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000711.html>

4 認定こども園における私立幼稚園特別支援教育補助等の対象について

次の場合は、交付対象外となるので御注意ください。

- (1) 平成26年度まで幼保連携型認定こども園（旧並列型）だった園が、平成27年度以降に幼保連携型認定こども園になった場合の2号認定子ども
- (2) 平成26年度まで幼稚園だった園が、平成27年度以降に幼保連携型認定こども園になった場合の2号認定子ども

5 認定こども園の「認定こども園特別支援教育・保育経費（子ども・子育て支援交付金）」の活用と「私立幼稚園特別支援教育事業費補助金」の重複に関する留意事項について

- (1) 平成27年度より、国の「子ども・子育て支援交付金」による「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に「認定こども園特別支援教育・保育経費」が創設され、私立認定こども園の特別支援児受入れに対して補助が行われております。

私立認定こども園は、前述の制度を活用した区市町村による補助と、東京都の特別支援関連補助（「特別支援学校等経常費補助金」又は「私立幼稚園特別支援教育事業費補助金」）の双方を受ける可能性があります。**申請の際には補助対象経費が重複しないようにご注意ください。**（詳細は、（別添）「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」の対象となる認定こども園の留意事項」参照）

- (2) 本調査票には、上記留意事項をご確認の上、**東京都の特別支援関連補助の対象となる児童についてのみ**、記入してください。

7 問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当 春日井

電話 03-5388-3197（直通）

E-Mail S1121501@section.metro.tokyo.jp